

地域防犯カメラ設置支援事業補助金の申請について

安来市では、自治会、地縁団体等の地域団体で防犯カメラを新設（取替含む）される場合に、事業費の補助を行っています。

- 1 **補助対象**：新規に設置する防犯カメラ（取替含む）で、以下の要件を満たすもの
 - ・道路、公園等公共の空間を撮影するためのものであること
 - ・有効画素数が200万画素以上、防塵防水仕様IP66以上及び7日間以上の映像記録が可能なものであり、かつ、特定の個人を識別できる画像の常時録画が可能なものであること
 - ・遠隔監視機能を有しない装置であること
- 2 **補助対象者**：以下の要件を満たす自治会、地縁団体等の地域団体
 - ・防犯カメラを設置しようとする土地及び構造物の所有者、管理者等の同意又は必要な許可を得ていること
 - ・防犯カメラの撮影区域に公共用地以外の建物・土地の全部又は一部が含まれる場合は、当該建物・土地の所有者等の同意を得ていること
 - ・安来警察署に対し、防犯カメラの設置について説明を行っていること
 - ・5年以内に当該補助金交付の申請をしていないこと
- 3 **補助額**：事業費（税込）の**2分の1**で補助限度額は次のとおりです。
 - ・防犯カメラの設置 防犯カメラ1台につき**上限 50,000円**
 - ・柱を新設して防犯カメラを設置 柱1本につき**上限 100,000円**

4 受付期間

令和8年9月1日（火）から令和9年2月26日（金）まで

5 申請者の提出書類

<設置前>

- ①交付申請書
- ②設置同意願兼同意書
- ③撮影範囲に関する同意願兼同意書
- ④安来警察署への説明報告書
- ⑤運用規程の制定報告書
- ⑥実績報告書
- ⑦交付請求書

⑧防犯カメラの仕様が分かるもの

⑨見積書（内訳が記載してある書類のコピーを提出してください）

⑩設置箇所及び撮影範囲を明記した図面（なければご相談ください）

⑪債権者登録依頼書（現会長名で登録済みの場合、⑪⑫は不要）

⑫通帳のコピー（口座番号及び口座名義人（カタカナ）が記載してある頁）

自治会・団体名、住所、代表者氏名（記名押印又は署名）、電話番号を記入。①交付申請書には、さらに電柱の種類・番号を記入。

※ただし、**日付、金額等は記入不要**。

<設置後>

- ①領収書の写し
- ②設置前、設置後、地域防犯カメラ設置証明（シール）貼付状況の写真

6 防犯カメラ設置の流れ

- ①市役所に、上記<設置前>の提出書類を提出してください。
- ②市役所から申請者に補助金の交付決定通知、地域防犯カメラ防犯灯設置証明（シール）を送付します。
- ③工事に着工してください（必ず**決定通知が到着してから着工**してください）。
- ④完了後、工事費を支払ってください。
- ⑤市役所に、上記<設置後>の提出書類を**工事費支払い後速やかに**提出してください。
- ⑥申請者に補助金の確定通知を送付し、指定の口座に補助金を振り込みます。
※⑤の設置後書類提出から**補助金の振込みまでは約1ヶ月**程度かかります。

7 その他

- ・設置後の**維持管理費は申請者負担**となります。
- ・**設置前、後の写真が設置後に必要**になりますので、ご注意ください。
- ・設置場所及び撮影区域に含まれる公共用地以外の建物・土地の所有者等の承諾を得ておい
てください。**設置後にトラブルが起きても、市は関知しません**（プライバシーの保護等）。
落下事故に備え、保険に入ることをおすすめします。
- ・工事にかかった金額、期日、口座名義、自治会長等が変更になった場合は、変更届等の提出が必要となりますので、事前に総務課までご連絡ください。

申請・お問合せ先
安来市役所 総務課
TEL : (0854) 23-3015
FAX : (0854) 23-3152